

# 広島県行政の人権確立を求めて

—— 本会議質疑と答弁(2016年2月)から

山下 真澄

## はじめに

日本の人権状況の悪化・右傾化が懸念されるようになって久しい。安倍政権によって戦争につながる法律が着々と作られ、2016年7月の参議院選挙では改憲勢力が3分の2を占めた。学校現場では人権教育どころか教職員と子どものふれあう時間が膨大な事務作業に割かれ、そこで使用される教科書には戦前よろしく「愛国心高揚」「自分の国は自分で守ろう」を良しとする「国定教科書」まがいのものが増え始めている。巷ではヘイトスピーチが繰り返され、加勢する人々も闊歩している。「大麻」の使用で障がい者への差別意識が噴出した相模原市の施設における殺傷事件は現在の日本社会の危うさを映し出した。

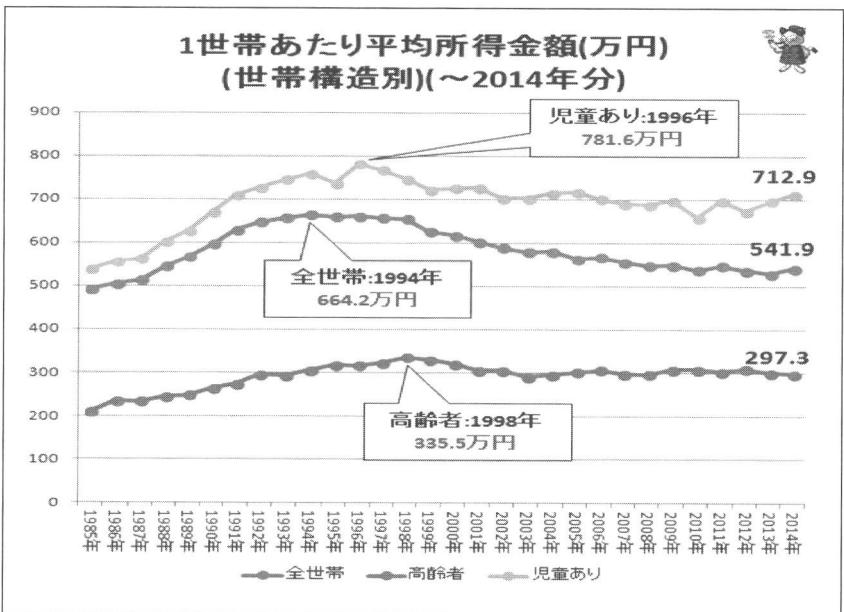
差別を放置する政権政党の責任は非常に大きい。東京オリンピックを視野に、建前として人権問題を解決するとした実効性のない理念法が十分な審議を全くさすして矢継ぎ早につくられ、戦争法の強行採決で「日本の立憲主義は死んだ」と揶揄する諸外国からの批判をかわそうとしている。

非正規雇用はまさに労働者の4割を超える今や子どもの6人に1人は貧困家庭にある。就学援助率は過去最高となり、労働者の平均年収はここ20年減少を続いている。

家庭の経済力と大学進学率の関係は統計的に明らかにされている。大学卒業までにかかる平均的な教育費は、すべて国公立でも約1,000万円、全て私学だと約2,370万円に上る(日本政策金融公庫2013、「教育費負担の実態調査」)。日本の教育費の高さは少子化の最も大きな要因の一つであると言われている。

各種統計から見て、所得格差が緩やかに増大している今、次第に経済的状況と学力の格差の互換性が明らかになってきている。就学援助を受けている生徒が多いほど、学力調査において平均正答率が低い傾向にあり、両親の収入が高いほど4年制大学への進学率が高くなる。どのような学校に進んだかは、卒業後の就業状態や所得に影響を与える。県が打ち出している「広島県教育に関する大綱」を具体化する取り組みの中で、広島県内の児童・生徒の

教育・生活環境を把握することは非常に重要な課題である。



(資料・厚生労働省ホームページより)

本稿では、広島県議会における本年2月の私の主な質疑(①「障害者差別解消法」に基づく取り組みについて ②「広島県教育に関する大綱」を具体化する取り組みについて ③部落問題の解決に向けた取り組みについて)と県の答弁を紹介し、県行政の人権確立に向けた取り組みを展望したい。

## 1. 「障害者差別解消法」に基づく取り組みについて

### ◇ 「障害者差別解消法」公布までの経緯

国連総会本会議は2006年12月13日に「障害者の権利に関する条約」を採択し、2008年5月3日に発効した。この条約は、障がい者の尊厳と権利を保障することや障がい者への差別禁止を義務づけたもので国際人権法に基づく人権条約である。現在、締約国は140ヵ国及び欧州連合。日本は批准までにずいぶんと時間がかかっている。国会が、特定秘密保護法をめぐる大混乱のなかにあった2013年12月4日、参議院本会議では、「障害者の権利に関する条約」の批准承認が可決された。そして2014年1月21日には、日本は世界で140番目(EUを含めると141番目)の批准国となった。

この批准によって、同条約は憲法と法律との間に位置づけられることとなり、同条約に反する国内法を作ることは許されなくなる。

※各國が条約に署名し、一定の数の国が批准する事により、条約はようやく発効(効力を持つ)される。内閣が署名してきた議定書を国会が承認するのが批准の作業。「署名」が国家間の約束、「批准」はその約束をきっちり守りますと、國家が正式に宣言すること。

条約には「障害を理由とする差別の定義」として、「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するもの」とされており、直接差別、間接差別、「合理的配慮」の否定も差別にあたるとしている。

日本政府は、2007年9月に同条約に署名、2009年12月には、同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障がい者制度の集中的な改革を行うために、内閣に「障害者制度改革推進本部」を設置した。さらに同本部の下では、障がい者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい当事者、学識経験者等からなる「障害者制度改革推進会議」が開催された。

推進会議では、2010年1月から計14回にわたり議論が行われ、その意見を踏まえて政府では、同年6月29日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定した。この中で、「障害を理由とする差別の禁止等」を検討し、2013年の通常国会への法案提出をめざすこととされた。推進会議の下では「差別禁止部会」が開かれ、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」の制定に向けた検討が行われた。

部会では、諸外国の法制度についてのヒアリング、差別禁止法の必要性、差別の捉え方の総論的な議論さらには雇用・就労、司法手続、選挙、公共的施設及び交通施設の利用、教育など各分野について検討された。

さらに、ハラスメント、欠格事由、障がい女性等の残された課題や差別を受けた場合の紛争解決の仕組みのあり方についても議論され、その後推進会議の機能を発展的に引き継ぐものとして障害者政策委員会が発足、差別禁止法のあり方の検討の場も推進会議から政策委員会へと移された。

政策委員会の下に新たに設置された差別禁止部会では意見が取りまとめられ、政府は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」を作成、同法案は2013年4月26日に閣議決定され、第183回通常国会に提出され

た。その後、衆議院内閣委員会、衆議院本会議で可決、参議院内閣委員会、参議院本会議で可決され、原案のまま「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称：障害者差別解消法)が成立し、同年6月26日に公布されたものである。

#### ◇ 「障害者差別解消法」施行と取り組み

公布から3年後の2016年4月「障害者差別解消法」が施行された。第7条第1項には「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定されている。しかし、この条文からは、どのような行為が「不当な差別的取扱い」に該当するのかという具体像が明らかでないことから、この点を明確にしておかなければ適切な対応をすることはできない。

広島県は事前に障がい者関係団体を対象にアンケート調査をしている。また「障害者差別解消支援地域協議会」においてもどのような行為が「不当な差別的取扱い」にあたるかが議論されている。法律の実効性を高めるには、これらのことを行なうことを踏まえ、県の基本的な考え方をまとめ、文書化しておくことが必要であると思う。

本会議でこれについて質問すると、健康福祉局長は「本県では、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止するため職員が遵守すべき服務規律として、障害者差別解消支援地域協議会での御意見を踏まえ、今月、職員対応要領を策定し、文書化しました。この要領では不当な差別的取扱いの基本的な考え方を定めており、正当な理由がなく、条件や環境が同じであるにもかかわらず、障がい者を障がいのない人より不利に扱うことを行なうことを不当な差別的取扱いとし、障がいを理由として行政サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、条件を付けることなどによる障がい者の権利利益の侵害を禁止しているところです。」と答えている。

不当な差別的取扱いの具体例としては、障がいを理由に①窓口対応を拒否する ②対応の順序を後回しにする ③書面の交付、資料の送付、パンフレットや筆談メモの提供等を拒む ④説明会、シンポジウム等への出席を拒む ⑤付き添い者の同行を求めたり、拒んだりする ⑥身体障がい者補助犬の同伴を拒否するなどが明記されている。

この県の姿勢が県内すべての行政機関等の事務・事業に周知徹底され、法の実効性について検証がなされることを引き続き求めていかなければならぬ

い。

また、「障害者差別解消法」第7条第2項には「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と規定されている。

この「合理的配慮」についても、アンケート調査や地域協議会における議論の過程で出された様々な意見や要望を把握しているはずであり、個々の場面において障がい者から意思表示があるのを待つまでもなく、県として「合理的配慮」の具体的な内容を整理しておく必要がある。

障がい者に対する「合理的配慮」の具体的な内容としてどのようなことがあるのか、また、その「合理的配慮」の確実な実施に向けてどのように取り組んでいくと考えているのかを県に質すと、「合理的配慮の具体的な内容についても、職員対応要領において、物理的環境への配慮、意思疎通の配慮、ルール・慣行の柔軟な変更に分類をして規定をしております。具体例としては、①物理的環境への配慮では、段差がある場合に、車椅子利用の方々にキャスター上げ等の補助をすることや携帯スロープを渡すなど ②意思疎通の配慮では、コミュニケーション手段として、点字、拡大文字、要約筆記、筆談、絵カード、コミュニケーションボード、読み上げ、手話(参考資料①)等の手段を用いる ③ルール・慣行の柔軟な変更では、順番を待つことが苦手な障がい者に対して、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替えるなど、項目ごとに多数の具体例を規定しております。さらに、職員が、障がいの特性や多様性を理解するとともに、障がい者へ適切に対応するため、障がい特性を踏まえた配慮の方法や内容等を示したハンドブックを作成しており、今後、職員研修等を通じて、合理的配慮の提供が適切に行われるよう取り組んでまいります」と答えている。

職員研修の必要性はまさに全国の行政機関などで起きている障がい者への人権侵害事案の多さが物語っている。

障がい者に対する差別をなくすためには、この法律が制定された意義と「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の内容について、県庁内はもとより、県内すべての事業所と県民に対し周知徹底し、障がい者の人権保障について理解を促進する取り組みを実施することが不可欠である。

ディスレクシアという発達障がいのある子どもの中には、文字を文字として判読できなかったり、鏡文字に見えてしまうため、通常の授業のやり方で

は十分に内容を理解することができない子どもがいる。また、ごく近くの大きな文字しか見えない弱視の子どもにも困難さがある。しかし、黒板に書かれていることや教科書のページをタブレット端末で撮影し、拡大した文字を見ながら先生の話を聞くと理解しやすいことから、これを活用して学習している学校が県内にもある。2015年10月に文教委員会の県外調査で訪れた北海道札幌視覚支援学校でも、弱視の中学生がタブレット端末を活用して学習していた。

タブレット端末の活用は、ディスレクシアや弱視の子どもの学習権を保障する上で大変有効な方法であり、当該の子どもが在籍しているすべての学校でこれを取り入れるとともに、機器の購入費を補助する制度を創設するなど、健康福祉局と連携して必要な措置を講じるべきである。タブレット端末については、広島県のすべての県立特別支援学校に、各校の規模に応じて1学級分にあたる8台から3学級分にあたる24台まで、合計で216台を整備されている。しかしながら、小中学校については8市町が未整備となっているようである。

教育委員会は本会議での私の質問に対し「各市町に対し、国がICT環境整備のために措置している交付税も活用し、各学校への整備を進めるよう、引き続き働きかけてまいります。また、機器の購入補助については、現在、就学奨励費で一部対応しているところですが、その拡充について国へ要望してまいります」と答えている。

※ディスレクシアとは、知的に問題はないものの読み書きの能力に著しい困難を持つ症状を言う。充分な教育の機会があり、視覚・聴覚の器官の異常が無いにも関わらず症状が現れた場合に称する。日本でも人口の5%から8%いると考えられている。一般的な特徴は、①読み書きの困難②ぜんぜん読めないのでなく、正確さと流暢さに問題があり、音と記号である文字をつなげる能力(音韻認識)が弱いなどがあげられる。ディス(dys)はギリシャ語の「困難」「欠如」という意味、レクシア(lexia)は「読む」という意味。

国内の県議会において、「手話言語条例」制定は以前から取り組まれていた。広島県はその取り組みは格段遅く、私は2014年9月の本会議質問で取り上げた(参考資料①)。2016年7月21日、参議院議員会館講堂で、「手話を広める知事の会設立総会・手話言語フォーラム」が開催され、全国の行政関係者、加盟団体会員・手話関係者等が参加、広島県も知事の会に加わっている。

「広島県手話言語条例」制定が急がれる。

## 参考資料①

「手話言語条例の制定について」(2014年9月山下・本会議一般質問)

### (1) 手話による意思疎通の手段の習得のための施策について

(問)

聴覚障がい者は昔から、手話を使ってコミュニケーションをとってきたが、法的には言語として認められず、ろう学校でも長い間、使用が禁止されていた。そのため手話はなかなか普及せず、聴覚障害者は様々な場面で困難に遭遇したり、不利益を被ってきた。

このような歴史と現実を踏まえて、衆参両院は、3年前の障害者基本法の一部改正に際して「手話は言語であり、その習得を図るために必要な施策を講ずること」という趣旨を盛り込んだ附帯決議を行った。

県はこの附帯決議をどのように受けとめ、どのような施策に反映してきたのか、健康福祉局長に伺う。

(答)

衆参両院における附帯決議につきましては、意思疎通に困難のある方々に、手話を含む意思疎通の手段を確保し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指そうとするものであると受け止めております。

本県におきましては、障害者基本法の改正を踏まえまして、手話通訳者の養成をさらに充実し、広域的あるいは専門的な会議などへ派遣しており、市町で養成された手話奉仕員との役割分担の下、コミュニケーション手段の確保に努めております。

また、今後も、平成26年3月に策定をいたしました広島県障害者プランを踏まえながら、聴覚障害者の意思疎通を図るための施策について、検討をしてまいります。

### (2) 特別支援学校における手話教育について

(問)

我が国では長い間、ろう学校における教育は口話法で行われてきた。しかし、相手の口の形を読み取って話の内容を理解することは極めて難しいため、子供たちの様々な能力の発達に重大な影響を及ぼしてきた。そのため、特別支援学校で手話教育を実施してほしいというのが、当事者の切実な願いであった。

県内の特別支援学校ではどのように指導されているのか、教育長に伺う。

(答)

特別支援学校学習指導要領におきましては、手話は、聴覚障害教育を行う上での多様なコミュニケーション手段の一つとして位置づけられております。

本県の聴覚障害特別支援学校におきましても、幼児期から手話などを積極的に活用しており、コミュニケーションの基礎を育むよう取り組む中で、子供達は手話を自然に身に付けております。

また、小学部、中学部、高等部におきましては、各教科指導の中で、活発に意思の疎通が図れるよう、手話を活用しながら、文章を読んで意味を理解したり、自分の考えを文章で表現したりする力を育てるための指導の充実に努めております。

今後とも、学習指導要領に則り、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用した教育活動により、聴覚障害を有する幼児児童生徒が自立し社会参加できるよう、一人一人のニーズに応じた指導を図ってまいります。

### (3) 手話言語条例の制定について

(問)

鳥取県は昨年10月、「手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及に関する県・市町村・県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための総合的かつ計画的な推進を図る」ことを目的とした条例を制定した。

聴覚障がい者の人権が尊重され、聴覚障害がある人との人が互いを理解し、共生していくことができる社会を築くため、我が県においても条例を制定すべきであると考えるが、知事の所見を伺う。

(答)

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するうえで、手話を含むコミュニケーション手段の選択の機会を確保することが重要であると認識しております。

本県におきましては、障害者基本法に基づく事業を推進するとともに、本県独自にいサポート運動による県民への障害特性や必要な配慮について普及啓発を行っております。手話言語条例につきましては、国や他団体の動向も踏まえながら、調査、研究してまいりたいと考えており、さらに、映像への手話の挿入など、手話の活用を推進するとともに、手話に対する理解を促進し、聴覚障害のある方に対する社会的な障壁の除去に努めてまいります。

## 2.「広島県教育に関する大綱」を具体化する取り組みについて

広島県は2016年2月、「広島県教育に関する大綱」を作成した。概略は【1】乳幼児期における質の高い教育・保育の推進【2】「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底【3】「これからの中学生で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進【4】一人一人の多様な個性・能力をさらに生かし、他者と協働しながら 新たな価値を創造していくことができる力の育成【5】今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成【6】教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援【7】教職員の力を最大限に發揮できる環境の整備【8】安全・安心な教育環境の構築【9】生涯にわたって学び続けるための環境づくり・・というものである。

大綱の【6】の「教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援」の項では、世代をまたがる格差が再生産・固定化されることを防ぐための支援について言及している。しかし、格差が再生産・固定化される原因については「経済状況や家庭環境等による進学機会や学力等の差が、その後の就労・賃金等の格差にもつながるとの指摘があり」と、極めて第三者的な表現になってしまっており、このように原因を曖昧にしたままでは、適確な支援策を講じることはできない。

私の「教育委員会は、経済状況や家庭環境等が学力や進学率等の格差、さらに、卒業後の就職先や賃金等の格差につながっていると認識しているのか」との問い合わせに教育長は「家庭の経済力が家庭の学習環境に及ぼす影響は大きく、家庭の経済力が厳しいことにより、その学習環境が整っていないことが学力低下の一因となると考えております。一方で、学力の低下は学校や社会のルールを守ることなどの規範意識が低いことや、基本的な生活習慣が身に付いていないことなど、様々な要因が影響しているものと考えております。教育委員会としては、一人一人の生徒が自ら希望する進路を実現させるため、各学校において、習熟の程度に応じたきめ細かな授業を行うことや丁寧な個別面談を通して規範意識の向上や基本的生活習慣の定着を図るなど、すべての生徒が自らの目標を実現できる『確かな学力』を身に付けられるよう取組を進めてまいります」と答弁している。経済状況が児童・生徒の進路に大きく影響しているとしながらも、規範意識・生活習慣が身についていないことを学力低下の要因としている。しかし、その規範意識・生活習慣も家庭の経済状況に大きくかかわってくるという視点が必要である。

大綱の「特別な配慮を必要とする」理由について、「次代を担う子どもが、生まれ育った環境によって左右されることなく、また、障がいの有無にかかわらず、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲

にあふれ、自立した若者へと成長し、充実した生活を送る」機会は「誰もが等しく与えられるべきである」という認識が示されている。これは、裏を返せば、我が国の現状はそのような状況ではないという問題意識を示したものであり、私も同感である。

私は、就職や結婚の際、厳しい差別に遭遇した周りの大人を見て「僕らはどんなにがんばっても差別されるのか」と意欲を萎えさせてしまう被差別部落の子どもの姿を見てきた。また、一緒に部落問題の勉強をしている若い保護者に共通する悩みは「我が子に部落の出身だということをどのように教えたらいいのか」ということである。

そこで、大綱で示されている問題意識を更に深めるため、「生まれ育った環境によって特別な配慮を必要とする子ども」とはどのような子どもを指しており、その中に被差別部落出身の子どもも含まれているのかを教育長に聞いた。

教育長は「本県の『教育に関する大綱』における『教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等』については、例えば ①生活保護受給世帯など家庭の経済状況が厳しい児童生徒等 ②若年無業者やひきこもり、高校中退者など挫折や困難を抱えた子ども・若者 ③障がいのある児童生徒等 ④様々な社会的要因により困難な状況にある児童生徒等など、将来、社会参加や自立するために必要な知識・能力を身に付けていく上で支援を必要とする児童生徒を広く捉えているものと認識しております。教育委員会としては、すべての者が学習意欲を持ち、生涯にわたって学び続けることができるよう、関係部局・関係機関とも連携しながら、必要な環境の整備に努めてまいりたいと考えております」と答えている。本会議の議事録には掲載されていないが、私は「様々な社会的要因により困難な状況にある児童生徒が被差別部落の子どもたちも含まれるとの認識で、受け止めさせていただきます」と付け加えた。

また、大綱の中で、具体的な支援策として示されている「教育費負担の軽減などの経済的支援」とは、小・中学生に対する就学援助費や高校生に対する就学支援金などの現行の制度を適用することにとどまるのではなく、高校生や大学生等を対象にした給付制奨学金制度の創設なども視野に入れたものと受け止めている。

県には、医学部への進学者や介護福祉士養成施設への入学者、外国人留学生を対象にした返還免除規定のある奨学金制度がある。そこで、経済的に厳しい家庭の高校生・大学生等を対象にした給付制あるいは返還免除規定のある奨学金制度も新たに創設すべきであると考えている。

この質問に対し教育長は「経済的な理由により修学が困難と認められる高

校生等に対して、償還猶予のある広島県高等学校等奨学金の貸し付けや、平成26年度の入学生からは国の補助事業を活用して広島県高校生等奨学給付金事業による給付を行い、低所得世帯の教育に係る経済的負担の軽減を図っているところです。平成27年度からは通信制高等学校などの生徒に対する給付額を増額しているところであり、平成28年度からは通信制高等学校以外の一部の生徒に対しても給付額の増額を予定しており、今後とも国の動向を見据えながら、より充実した給付事業となるよう努めてまいりたいと考えております。一方、大学生に対する奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構が国の交付金や補助金を受けて広く実施しているところであり、低所得世帯の学生に対する就学機会を拡大すべきとの観点から、全国公立大学設置団体協議会を通じて、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の利用拡大及び有利子奨学金の利息軽減について国に要望しているところです。なお、県立広島大学においては、厳しい経済環境にある学生に対して授業料を半額減免する制度を設け、その対象を年々拡大してきたところですが、引き続き、県としてできる限り、経済的に厳しい家庭の生徒・学生の就学を支援してまいりたいと考えております」と答えてている。

世界で「教育奨学金」といえば「給付」が一般的である。日本では卒業と同時に本人が数百万円の教育ローンを抱え、自己破産に陥る大學生が年々増えている。年金生活を送る親に支払い義務が転じ、生活を圧迫している例も少なくない。給付型の奨学金の創設や有利子奨学金の利息軽減、大学の授業料の減額は喫緊の課題であり、教育の機会均等を保障する初めの一歩なのである。

日本学生支援機構のホームページによると、返還の督促の項に、「機関保証の場合延滞が続いた場合、次のような督促を行うことになります。(1)一括返還請求・・・返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息および延滞金を返還していただきます。(2)代位弁済請求・・・本機構から保証機関((公財)日本国際教育支援協会)に対し、返還未済額の全額、利息および延滞金について請求を行います。(3)保証機関からの請求・督促・・・代位弁済がなされた場合、(公財)日本国際教育支援協会から、代位弁済額の一括請求を行います。(4)強制執行・・・返済に応じない場合は、(公財)日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産を差し押さえます。」とある。事実、数多い若者が強制執行で給与・財産を差し押さえられたり、自己破産を余儀なくされたり、本来の「奨学金」の意義は崩れ去り、「借金ローン地獄」にとってかわられてしまう状況である。

大綱では「若年無業者やひきこもり、高校中退者など、挫折や困難を抱え

た子供・若者や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようになるため、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行っていく」ことに言及している。ここまで踏み込んだ支援を行うという姿勢は挫折や困難を抱えた子どもや若者に希望を与えるものであり、大綱の作成に当たった知事と教育委員各位に敬意を表するものである。

しかしながら、県立高校の入学者選抜試験において他の都道府県では見られない大量の定員内不合格者を出し、高校へ行きたいという子どもの願いを入口で切り捨てている本県の現状は「大綱」の主旨と相反するものである。

県としては定員内不合格者を出さないことを明言すべきである。加えて、ひきこもりになっている若者や不安定なアルバイト収入だけで厳しい生活を余儀なくされている若者などに「キャリアアップや学び直しの機会」をどのような手法と内容で提供しようと考えているのかを教育長に質問した。

教育長は「高等学校への入学は、その教育を受けるに足る能力・適性等を判断して校長が許可するものであることから、定員内であってもやむを得ず不合格となる場合もあると考えております。しかしながら、中学校卒業段階で多くの進路未決定者がいることは大きな課題であると捉えており、校長会等と連携しながら進路未決定者の解消に向けて取組を進めているところです。教育委員会としては、これから社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を充実させ、生徒に高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を身に付けさせることにより、すべての生徒の進路の実現ができるよう取り組んでまいります。次に、学び直しの機会の提供については、高等学校を退学した生徒が同一の高等学校に再入学できる制度及び異なる高等学校に編入学できる制度を設けており、教育委員会のホームページで、この制度について案内を行っています。また、高等学校を退学した後、再び高等学校で学び直す生徒に対しては、高等学校等就学支援金の支給期間を経過した後も学び直し支援金を支給することにより経済的支援を行っているところです。その他、ひきこもりなど困難を抱えた子ども・若者に対しては、県が設置をした子ども・若者支援協議会に参画する支援機関が相互に連絡を取り合い、支援が必要な子ども・若者の状況に応じて雇用や教育などの各種支援を連携して行うことで、キャリアアップや学び直しなど自立に向けた機会を提供しております。さらに、現在、設置準備を進めているフレキシブルスクールにおいては、生徒が安心して通うことのできる居場所づくりの工夫や生徒の心のケアを図るために相談体制の確立を図ることとしており、学び直しの機会を提供できるものと考えております。」と述べた。

「中学校卒業段階で多くの進路未決定者がいることは大きな課題であると

捉えており、校長会等と連携しながら進路未決定者の解消に向けて取組を進めている」とする考え方は大綱【6】にも連動するところであり、結果15歳で進路を断ってしまう「定員内不合格」の実態は、県の教育方針とかけ離れたものであるとの認識が必要である。

(広島県における定員内不合格者①・卒業後進路未決定者数【3月末】②推移)  
2016/9/12 高校教育指導課

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
①	0	0	30	150	330	545	385	579	519	478
②							466	458	434	391
年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
①	462	479	329	318	354	403	422	393	322	272
②	475	451	450	514	224	202	220	169	163	124

(注) 合計欄の人数は、全日制課程・定時制課程の選抜（I）～（III）の述べ人数である。

### 3. 部落問題の解決に向けた取り組みについて

2016年2月、インターネットの通信販売サイトに「示現舎が『全国部落調査一部落地名総鑑の原典』を販売する」という宣伝が掲載される事態が発生した。『全国部落調査』というのは1936年に中央融和事業協会が作成した調査報告書で、5,360カ所にのぼる部落の地名や世帯数、職業などが記載されている。宣伝では、示現舎が販売する書籍は全国部落調査のデータに現在の地名を加筆した復刻版であると強調されていた。

これに対して部落解放同盟中央本部が横浜地裁に仮処分の申請を行い、禁止処分の決定が出されて出版・販売を止めることができたのである。しかし、インターネット上に掲載されたデータはそのまま放置されている。これを掲載している鳥取ループというサイトは、示現舎を運営している宮部龍彦が開設している。宮部は部落差別を扇動する情報を垂れ流してきた確信犯で、さまざまな方面からの削除要請を拒否している。

この鳥取ループには、部落出身者の苗字を市町村別に列記した一覧表や都府県連役員の名前と住所、電話番号なども掲載されている。そこで、個人名が掲載されている244人で損害賠償請求訴訟を起こし、宮部による差別扇動の犯罪性を糾弾する闘いが始まっている。

宮部龍彦は初公判の「答弁書」(2016年6月28日付)・抗弁の理由の中で、・・部落解放同盟らは「部落住民・部落出身者」ないし「被差別部落出身者」である旨を主張するが、そのような身分は法律上存在していないし、また、社

会的にも学術的にも定義が定まっていない。・・ゆえに部落解放同盟らは原告適格を欠いている・・と記している。未だ残る結婚差別・就職差別の現実については論を待たないが、差別を助長する確信犯の逃げ道はあきれるほど稚拙である。

2010年におこなわれた福山市市民意識調査を見てみると、「同和地区出身者に関する人権問題がある場面について」の問い合わせに、市民の回答は「結婚」の81.3%が他の項目より高く、「出身地や居住地を聞かれたとき」が38.6%、続いて「就職」の24.4%、「職場や近所でのつきあい」18.7%となっている。「結婚」は前回調査(2003年)の78.5%より約3ポイント、「職場や近所でのつきあい」は前回調査の11.1%より約8ポイント、それぞれ増加している。部落問題の住民学習・啓発の機会が減少するとともに、認知度が低くなり、社会意識としての差別観念が増幅してきていることを示している。

主な調査結果としては①同和問題の認知時期がおそらくなってきている・・「同和問題を初めて知った時期」は、「小学生の頃」が最も多く、「中学生の頃まで」に、全体の約6割(60.6%)の子どもが同和問題を知っている。しかし、40歳代(80.4%)、30歳代(69.9%)、20歳代(50.9%)と、若い年齢層になるほど同和問題の認知時期がおそらくなり、現在では約5割の子どもが、同和問題を知らずに義務教育をおえていることになる②同和問題を「知らない」子どもの増加・・「同和問題を学校で学習した」人の割合は、40歳代 64.6%から、30歳代 58.4%、20歳代 45.4%と減少している。逆に「知らない」という人は、40歳代の 3.2%から、30歳代では 10.0%、20歳代は 21.3%と急激に増加している。子どもたちの同和問題との出会いが、学校での「学習」ではなく、家族や地域のうわさなど、誤解や偏見の入りやすい経路になっていることが危惧される③同和地区の人との結婚・・「結婚を認め、家族や親せきの反対があれば説得する」「子どもの意思を尊重する」人はあわせて63.2%で、2003年調査の57.5%より5.7ポイント高くなっているが、「反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」を加えれば、79.0%(2003年80.7%)と、大きな変化はない。しかし未婚者についてみると、「親や親戚を説得し、自分の意志を貫いて結婚する」は 50.9%であり、2003年(67.7%)より 16.8ポイント低下している。また「わからない」は、20歳代は30.9%、30歳代は37.5%を占め、周りの反対があったときに明確な意思を持っていない人が増加しており、若年層への啓発も急がれるのである。(「人権平和資料館だより216号」参照)

同和対策審議会の答申では、部落問題とは、被差別部落出身者が「近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障され

ていないというもっとも深刻にして重大な社会問題」であり、差別は「単なる観念の亡靈ではなく現実の社会に実在する」客観的事実であることが明記され、さらに「人類普遍の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題を未解決に放置することは断じて許されない」と指摘している。

この答申が出された50年前に比べて現在は、被差別部落の生活状況や部落問題に対する国民の意識に変化が見られることも事実であるが、県内でも身元調査を目的にした戸籍謄本等の不正取得が後を絶たないなど悪質な差別事件の発生が象徴しているように、部落差別が根強く存在していることもまた事実である。

私は、答申に示されている部落問題の基本認識については現在においても変わるものではないと考えている。このことについて知事は答弁の中で「同和問題は『人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である』『これを未解決に放置することは断じて許されない』など、同和対策審議会答中に示された基本認識は現在においても変わっていないものと認識しております」と述べた。

答申は、部落問題の解決は「国の責務であり同時に国民的課題」であるため「国の基本政策に位置づけ、行政組織のすべての機関が問題解決を促進する態勢を確立」し、同和行政は「生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策」として「部落差別が現存する限り積極的に推進されなければならない」と行政の責務を示している。

同和対策事業に対する国の財政上の特別措置が廃止された2002年4月以降、部落問題解決の責務がなくなったかのように曲解する自治体も出てきたが、国においては「一般対策への移行後は、従来にも増して、積極的に」同和行政を推進するように通知している。

部落問題の解決に果たすべき行政の責務について知事は「同和問題は人権問題であり、その解決に向けて努力することは行政の責務であると認識しております。このため、昨年10月に改定した『ひろしま未来チャレンジビジョン』の中で、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合う社会づくりを目指すこととしており、チャレンジビジョンの実施計画である『広島県人権啓発推進プラン』に基づき、同和問題についての正しい理解の普及や就職の機会均等の確保に向けた事業主に対する啓発などに取り組んでいきたい」と、首長としての姿勢を明らかにしている。

被差別部落の出身であることを暴く事件は後を絶たない。その結果、6年前に福山市が実施した「同和地区生活実態調査」では、夫か妻のいずれか一人だけが被差別部落出身という夫婦のうちの約4割が結婚する際に反対されており、そのうち半数は、実家や親戚の中で現在も付き合いを拒否している者がいると答えている。反対があっても結婚までこぎつけられたことは大きな前進であるが、依然として厳しい差別が存在している。

部落差別の実態については、被差別部落の生活実態や相次ぐ差別事件についてどのように受け止めているのか、環境県民局長に聞いた。

局長は「差別事象については、特定の個人を名指して中傷するもの、マスコミ、インターネット等の媒体によるもの、進学、就職、結婚など人生の節目となる機会で発生することにより、その後の人生や生活実態に大きな影響を与える深刻なもの、住民票の不正取得など重大事案につながりかねないものなどが発生しております。これまでに実施されてきた様々な対策や啓発活動にもかかわらず、今までなくなることなく続いていることは残念なことであり、県民の人権意識を高める取組を今後ともしっかり進めていく必要があると考えております。」と答えた。

部落問題に限らず、すべての人権問題は、事実として存在している差別・格差の実態を解消する具体的な措置を講じなくては解決することができない。だからこそ、県は、児童虐待やいじめに対する適切な対処、障がい者に対する支援の拡充、DV被害者に対する支援の強化などに力を注ぎ、性同一性障がい者や性犯罪被害者に対する支援も強化しようとしているのだと考える。本会議では私は次のような施策も是非実施するよう提案した。

1点目は、不公正な採用選考をする企業やブラック企業をなくすため、高校生や大学生等が職業安定法や労働基準法などについて学習する教材を作成すること、2点目は、インターネットのサイトを点検し、差別を扇動する悪質な書き込み等についてはサイトの開設者あるいはプロバイダーに削除要請をすること、3点目は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に明記されている「学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、同和問題の解決に向けた取組」を推進すること、4点目は、文部科学省から通知された「人権教育の指導方法等の在り方について—第三次とりまとめ」に基づく人権教育をすべての教育機関で実施すること、5点目は、部落問題の実態を周知することによって県民の理解を促進する取り組みを強化することである。

この提案について、環境県民局長は「人権意識を高める取組としては、進学、就職などの機会にかかる教育機関や企業等での研修などの実施、イン

ターネット等の媒体を介する事象については市町や法務局との連携などが必要であると考えております。その具体的な対応については、御提案の内容なども踏まえ、関係機関と連携して、より実効性の高い取組となるよう努めてまいりたいと考えております。」と回答した。

国民にとっての部落問題の学習機会は法期限切れ後一気に減少し、前述の福山市市民意識調査結果のように、部落問題の認知度・正しい理解度は若い人ほど低くなっている。部落差別事件も年々悪質化・巧妙化し、大量の戸籍の不正取得は、身元調査というものが以前にも増して商売として成り立っている実態を浮き彫りにした。インターネット上の「地名総鑑」ともいえる部落の所在地・名前の流布・拡散は今も止められないままだ。

#### 4. まとめにかえて

ここ数年の間に人権に関わるさまざまな法律が成立した。障害者差別解消法や子どもの貧困対策法、いじめ防止対策基本法、生活困窮者自立支援法、女性の活躍推進法、そしてヘイトスピーチ規制法などである。また、通常国会の会期末に上程された部落差別解消推進法も2016年12月に可決された。新聞報道によると、自民党はアイヌの人たちやLGBTの人たちへの差別をなくすための法律も制定に向けて準備を進めているようだ。

一見、人権に関わる政府・与党の取り組みが進んでいるかのように見える。成立した法律も準備されている法案も、差別をなくしていくかなければならぬという理念は正面に掲げている。しかし、共通している特徴は、さまざまな差別が今日の社会においてもなぜ残されているのか、ヘイトスピーチがますます激しくなっているのはなぜかというような根本的な原因を明らかにして解決の方向を示すという内容になっていないことである。

例えば、ヘイトスピーチ規制法は、国民や野党が制定を求めていた人種差別禁止法の内容からは程遠く、建前だけを書き並べたものになっている。オリンピックの開催都市は国際オリンピック委員会との間でさまざまな約束事を交わすことになるが、その中に差別禁止条項というのがあるため、東京オリンピックに向けて差別の解消に取り組んでいるという姿勢を見せる必要があったというのが、最大の理由であったといえる。

格差社会の中で毎日の暮らしがままならない人たちを支援するとして制定された子どもの貧困対策法や生活困窮者自立支援法も、残念ながら、実効性のある内容になってはいない。30年ほど前、日本は「総中流社会」であると言われていた。当時総理府が実施した国民アンケート調査によると、90%以上の人人が「自分は中流だと思う」と答えていた。しかし、今や日本の相対

的貧困率は16%を超えており、6人に1人が、国民全体の平均の半分以下の所得しかないのである。市場原理主義に基づく弱肉強食の経済政策・労働政策がもたらした結果であるが、前述の法律はその根本的な原因を切り崩していく内容にはなっていない。建前を言うだけの動きに対して、具体的な事実を示して、ひとつひとつ地域から取り組みをしていくことがますます必要になっている。

同和対策の観点で見ると、1970年代、広島県は国より先に独自の高校奨学金制度を全国に先駆けて創った。しかし、2002年3月で地対財特法が期限切れとなり、地方自治体に対する財政上の特別措置がなくなってからは、部落差別の実態を踏まえた具体的な施策はまったく実施しなくなった。全国的にも、ほとんどの自治体が同和対策は終わったという姿勢を見せている。職員研修で部落問題を学習することもほとんどない。

このような状況の中、部落解放・人権政策の確立を求める広島県民集会の実行委員会は毎年、集会で採択した要望書を県に提出し、具体的な差別の実態を伝えるなど地道な取り組みを続けている。その結果、県の取り組みが少しずつ前進してきた面もある。そのひとつが毎年の人権週間におけるイベントである。幅広い県民を対象にした啓発イベントで有名人が講演をしたり、啓発パンフレットを配ったりしているが、そのパンフレットに戸籍謄本等不正取得事件や登録型本人通知制度のことを記載したことである。

2015年は被爆70周年で、県も市町も首長の談話を発表したり、さまざまな取り組みを実施した。県議会でも党派を問わず、核兵器の廃絶と世界平和の確立に向けて県はどんな取り組みをするのかという質問が出された。2015年は同和対策審議会答申45年という節目であった。前述したように、私は2016年2月の定例会で答申に対する今日的な評価を知事に尋ねた。

知事は、答申で明らかにされた部落問題の基本認識や、部落問題の解決は行政責任であり国民的課題であるということは現在においても変わるものではないと答えた。建前としては答申を尊重するという姿勢を明確に示したので、具体的にどんな施策を実施していくのかということについて、しっかり詰めていかなければならないと思っている。

障害者差別解消法では、障がい者からこんな配慮をしてほしいと申し出があった場合、行政機関は適切に対処しなければならないという義務が課せられている。しかし、法律には常に抜け穴がある。例えば、合理的配慮については、すぐに対処できない問題は例外とされている。子どものために学校にエレベーターを付けてほしいと保護者が希望しても、お金がかかるからすぐにはできませんと言っても許されるということだ。

解消法の成立にともなって一昨年、学校教育法施行令が一部改正になった。改正の最も重要な点は、障がい児の就学先を決定するにあたっては保護者及び本人の意思を最大限に尊重しなければならないと明記されたことである。県教委は毎年、障がい児の就学先を選択する際の手続きや事務の流れなどを記載した保護者向けのガイドブックを作り、市町の教育委員会を通じて配布しているが、施行令の改正後も、保護者及び本人の意思の最大限の尊重という部分をあいまいな表現にし、最終的な決定権は市町教委にあることを強調するような構成にしている。

県内の特別支援学校に在籍する児童生徒は増加の一途をたどっており、校舎を広げたり、学校を新設してもまだ足りない。障害者差別解消法にはインクルーシブ教育を推進していくと書かれているが、広島県では子どもたちが特別支援学校へどんどん押し込められているということだ。県教委のガイドブックは、このような状況を生み出す一因になっていると言わざるを得ないのである。

全国各地の自治体が朝鮮学園に対する運営費の補助を打ち切り、深刻な問題になっている。民主党政権の時に高校授業料無償化法案が通って、公立学校の授業料分は私学にも補助されるようになった。この制度は、学校教育法第1条に該当する学校に対して国費を支出するというのが原則だが、韓国学校、中華学校、インターナショナルスクールなどもこれに準ずる学校として対象になっており、朝鮮学校だけが除外された。民主党政権は日本の高校と同じような授業をしているか調査してみないといけないという理由で保留にしていたが、2012年に第2次安倍政権ができた直後に除外ということになった。

理由が振るっている。補助金が北朝鮮へ送られ、核実験やミサイルの開発に使われる恐れがあるというのだ。安倍政権の決定を機に、自民党本部から地方議員に対して、自治体に補助金停止を求めるよう指示が出され、この動きが一気に加速した。広島県は2012年度の予算に補助金を計上していたが、補助すべきでないという自民党議員の質問に対して、執行しないと知事が答弁し、補助が停止された。できレースの質疑だった。

私たちは不当であると主張し続けてきたが、これ以来、補助を停止されたままである。その結果、朝鮮学園は財政的に窮地に追い込まれ、教職員の賃金3割カットと賞与なしでしのいできたが、それでも足りず、授業料アップと毎月3,000円の寄付を保護者に求めることとなった。もともと朝鮮学園の授業料は日本の公立高校より高い。そのうえでの値上げであり、保護者の負担は限界まで達している。政府の決定は明らかな子どもの権利条約違反、人

種差別撤廃条約違反であり、国連も是正を勧告しているが政府は無視し続けている。

ハイトスピーチ、ネットへの悪辣な差別書き込みも、このような国の姿勢が勢いづかせていると言わざるを得ない。無観客試合の発端になったJリーグで、サポーターが「ジャパニーズオンリー」という横断幕を掲げた事件の背景にも国の姿勢ある。

第1次安倍政権によって改悪される前の教育基本法では、教育の目的は「子どもたちの人格の完成」とされていた。それが今や「社会に役立つ人材の養成」へと変質している。社会の役に立たない子は切り捨ててもいいということである。

文科省は毎年、学力テストを実施している。子どもたちの学力の傾向を見るのであれば数千人を抽出してテストすれば事足りる。何億ものお金をかける必要はない。広島県は、これに加えて基礎基本定着度調査なるテストをおこなっている。さらに、独自のテストも実施している市町もある。校長は県や市町ごとの平均点、全国平均と自校との差に目を奪われ、1点でも上げなければと躍起になる。その結果、受験対象の学年はテスト対策の勉強を押し付けられ、授業が進まないというのが実態だ。

県教委は、東広島市にある学校に加えてあと4校ほど中高一貫校をつくる計画であり、さらに、大崎上島町に設置するグローバルリーダー育成校は3年後に開校の予定である。中高一貫のグローバルリーダー育成校の大きな目玉は国際バカロニア(国外の大学も受験できる資格)を取得させることであるが、そのためには1クラス25人以下にしなければならない。さらに、高校では国語以外の教科は英語で授業をするので、外国人の先生もたくさん雇用しなくてはならない。他の公立学校とは比べものにならないほど莫大な経費が必要になる。また、知識偏重の入試はしないと言っているが、学力が高い子どもでなければ受験しようとしないことは明らかだ。こんな学校を設置する理由として県教委は、ここで学びの変革を先導的に実践し、県内すべての学校に普遍化していくためだと言う。しかし、少人数での学習が基本で、教員の配置も学校運営費の配分も特別に手厚い学校での実践をすべての学校でやってもらうという発想はあまりにも荒唐無稽である。

一方、高校へ行くことさえ厳しい子どものことはほとんど視野がない。全国で就学援助を受けている小中学生は18%にのぼるが、広島県はさらに深刻で22%を超えており、子育て中の保護者の収入が非常に少ないということである。家庭の経済状況が子どもの学力に大きく影響することが指摘されて久しいが、県教委はなかなか認めようとしない。文教委員会で、生活保護世帯

や就学援助を受けている子どもの高校・大学進学率を何度も尋ねたが、まともな答弁は一度も返ってこなかった。調査もしていないのだ。

これらのデータは生活保護を所管している健康福祉局が持っている。市町から報告されてくる数値を集計しているわけだ。ひとり親家庭の子どものデータもある。いずれの数値も平均を大きく下回っており、健康福祉局と県教委が連携して進路保障の取り組みをすべきであるが、県教委にはその気がない。給付型奨学金制度の創設についても、国の動向を注視したいと答えるだけで、当事者としての責任感が欠如している。

ここ数年、県内で子ども自殺が相次いだ。県教委の担当者に自殺した子どもの数のデーターを求めたところ、2014年までの直近4年間で22人もいることがわかった。しかし、県教委はこの数字さえ議会に報告していない。自殺の背景として考えられる教育上の課題について総括しているのかと尋ねると、学校でしていると答えるだけで、教育政策を決定し、学校を指導すべき自らの課題についてはまとめていないという有様である。

子どもの自殺をめぐって、すべてが学校の責任ではないとしても、救うことができる手立てがあったのではないかと総括するのが教育委員会の責任である。文科省の学力テストの平均点に一喜一憂し、平均点より上回ると大宣伝する、こんなことだけに血道を上げているというのが現状だ。同和教育を熱心に取り組んでいた時代なら、子どもの内面をとらえてきちんと支える指導ができていた。同和教育を破壊した結果、多くの子どもの命が奪われていると言っても過言ではないと思う。

公共事業や業務委託の入札制度も、人権の観点から見て大きな問題がある。県は入札前に設定価格を公表しているため、受注しようとする企業は制限価格ぎりぎりの低い金額で入札するようになる。その結果、利益を出そうとすれば労働者の賃金を県の設定額より低く押さえざるを得なくなる、また、経営に余裕のある大企業は儲けが少なくて落札できる可能性が高い金額で入札できるが、中小企業はそうはいかない、だから必然的に大企業に有利な入札になる。中小企業やその従業員にしわ寄せがいく制度なのである。

われわれの会派は、設定価格の事前公表を止めるとともに、県が指示する賃金を支払う義務を明記した公契約条例の制定を求めていたが、検討するという答弁から一歩も出ようとしないのである。

県は国際平和拠点ひろしま構想を打ち出し、①核兵器の廃絶に向かた国際会議の開催、②N P T再検討会議や国連軍縮会議に対する働きかけ、③広島への訪問と核兵器禁止条約の締結を求める各国首脳への働きかけ、④世界平和の確立をめざす青少年国際フォーラムの開催、などを精力的に取り組ん

でいる。その成果のひとつが、2016年6月のオバマ大統領の広島訪問であり、国際フォーラムで採択した青少年による「広島への提言」である。

しかし、オバマ大統領が言及した核先制不使用に安倍首相が反対の意を示し、多くの国連参加国の賛成で採択された核兵器禁止条約についても、政府は反対に回った。これについて、広島市と長崎市は市長名で政府に異議を申し入れているが、県は何もしていない。

NTP再検討会議の決議案から「各国首脳は広島を訪れるべきだ」という言葉が中国の反対によって削除されたが、中国の言い分は「日本は被害者の顔だけする」というものであり、核抑止力の必要性を強調し、アメリカの核の傘で防衛力を増強している政府の態度が逆手に取られたわけである。県は積極的に平和政策に取り組んではいるが、加害と被害の両面から戦争と被爆をとらえる視点に欠けており、核兵器廃絶と平和構築に係る政権の姿勢に対する批判が極めて弱いことが大きな課題である。平和の発信都市ヒロシマの名に恥じない、人権と平和の視点に立った地方自治を進めることが求められている。

(やました・ますみ 部落解放同盟広島県連合会)